
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（木下一己君） 日程第 1 議案第 12 号「平成 27 年度下川町一般会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、委員会に付託を受けました、議案第 12 号 平成 27 年度下川町一般会計補正予算（第 1 号）について、委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本年度は、統一地方選挙の年であり、当初予算については政策予算を含めない骨格予算として、既に第 1 回定例会において可決されているところであります。

今回は第 1 回目の補正予算で、歳入、歳出ともに 2 億 4,734 万円を追加し、予算総額 49 億 9,734 万円とするもののほか、地方債の補正であります。

今回の補正は、政策的予算を中心に、補助事業採択に係るもの、早急に対処すべきもの、町民の要望に基づき実施するもの、明年度以降の事業に支障を来すことのないよう措置するものなどあります。

審査に当たっては、

- ①事業の目的、内容、効果
- ②事業の提案者ないし要請者
- ③立案過程で検討した内容、代替案の概要、優劣の判断
- ④関係者からの意見聴取、町民参加、参画の内容
- ⑤使用した政策情報、類似事業の検討、他自治体での実施事例の検討
- ⑥事業の総合計画上等の根拠、財源確保
- ⑦依拠した国の法令・通達・計画等
- ⑧町民に対する周知の方法

の視点を基本として行いました。

審査に当たり、総務課長などから詳細説明を受けるとともに、所管課長などからも説明を受けました。その説明内容は、主要事業のみ事項別明細書で報告をさせていただきます。

まず歳出でございますが、事項別明細書 6 ページでございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、13 節委託料として、人事評価に対応する「人事管理システム等委託料」、関連条例の整理を行う「行政不服審査法条例等改正委託料」、マイナンバー制度導入に係る「給与システム改修委託料」367 万円が計上されております。

委員からの「人事管理システムの内容について」の質問に対して、「来年春から予定している人事評価導入に関連して、既存の給与システムにデータを組み入れるもの。」との

答弁がありました。

目 2 財産管理費、13 節委託料として、2 か年事業として行う「公共施設等総合管理計画策定委託料」、マイナンバー制度に対応する「社会保障・税番号制度システム整備委託料」1,372 万円が計上されております。

委員からの「公共施設等総合管理計画策定について」の質問に対しまして、「1 年目は現状把握、2 年目は計画を策定する。公共施設の全体を把握することによって、再配置計画を立て、財政負担の平準化や軽減などが図られる。今後住民説明などを行っていく。」との答弁がありました。

次に 7 ページでございます。項 2 企画費、目 1 企画統計費、8 節報償費として、子育て世代の方でも町政参加がしやすいよう、昨年暮れから実施し、7 月から本格的な運用を行う計画の「託児サービス謝礼」3 万円が計上されております。

次に 8 ページでございます。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、19 節負担金、補助金及び交付金として、消費税の引上げによる影響を緩和するため、低所得者への措置として「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」708 万円が計上されております。臨時福祉給付金は昨年の 1 万円が本年は 6,000 円に、子育て世帯臨時特例給付金は昨年の 1 万円が本年は 3,000 円となっております。

次に 9 ページでございます。款 5 農林業費、項 1 農業費、目 2 農業振興費、11 節需用費として、百日（ももか）の祝いに、木製のお食い初めセットをプレゼントする「消耗印刷製本費」30 万円が計上されております。

委員からの「食育政策とした経緯、施行月日、町長公約との関係について」の質問に対しまして、「食育推進計画の中で位置づけをしている。下川産材による箸、スプーン、お椀などをプレゼントする。4 月 1 日を基準日とする。町長公約の一部である。」との答弁がありました。

また、19 節負担金、補助金及び交付金として、半養液土耕栽培の資材等費用の一部を助成する「秀品率向上対策事業補助金」244 万円が計上されております。

委員から「半養液栽培の内容について」の質問に対しまして、「フルーツトマトの生産で苗をポリポットや発砲容器に入れ、地面と隔離して植える資材の支援である。昨年からの実施で 35 棟のハウスがある。」との答弁がありました。

次、目 4 畜産業費、18 節備品購入費として、土壌改良施設の老朽化車両を更新する「施設備品購入費」650 万円が計上されております。

委員から「見積書徴収と比較検討、指定管理との関係について」の質問に対しまして、「参考見積は 1 社から 2 台徴収したが、金額が高いので現在は 1 台で検討している。比較検討はしていない。指定管理期間内は町有車両を貸し付けする協定内容となっている。」との答弁がありました。

委員から、「中古車購入の場合、特に十分に精査し購入すること。数社からの見積徴収を行うこと。」との意見がありました。

次に 10 ページ、目 5 農地費、15 節工事請負費として、班溪第 1 と第 2、溪和第 1 の 3 か所の「飲雑用水施設ろ過砂取替等工事」474 万円が計上されております。

委員から、「飲用水供給管理と管理に係る砂代及び工事費の負担について」の質問に対しまして、「管理組合が管理している。砂代は消耗品なので 2 分の 1 は町が負担し、砂利

取替工事は町負担としたい。組合から負担金を徴収して行いたい。全体的に施設の老朽化が激しい。」との答弁がありました。

委員から、「営農飲雑用水には設置の経緯とその後の経過があるが、老朽化が激しくなっている。7 組合代表者などの意向を十分把握しておく必要がある。」との意見がありました。

項 2 林業費、目 1 林業振興費、19 節負担金、補助金及び交付金として、事業者等が行う高性能林業機械等整備や生産流通体制強化施設整備に対する支援のため「林業・林産業振興補助金」3,703 万円が計上されております。

次に 11 ページでございます。款 6 商工労働費、項 1 商工費、目 1 商工振興費、8 節報償費として、「事業承継等謝礼」200 万円が計上されております。

委員から、「事業承継の形態について」の質問に対しまして、「中小企業振興基本条例に基づき、住民サービスの観点から事業を存続させることを重視し運用しており、専務から社長への承継も支援している。」との答弁がありました。

また、委員から、「現金ではなくて商品券交付の支援であり、町内消費が促進されるので良い。」との意見もありました。

19 節負担金、補助金及び交付金として、起業化支援、販売促進支援のための「中小企業振興事業補助金」610 万円が計上されております。

目 2 ふるさと観光振興費、8 節報償費として「ふるさと納税記念品」850 万円、12 節役務費として「通信運搬費等」504 万円が計上されております。ふるさと納税者への特産品還元率は、送料含めおおむね 45%であります。

目 3 地域振興費、15 節工事請負費として、「誘致企業貸付試験研究施設外構等工事」900 万円が計上されております。王子ホールディングスへの貸付研究施設の駐車場 11 台分の整備であります。

目 4 環境未来都市推進費、13 節委託料として、「集落ネットワーク圏計画策定調査委託料等」860 万円が計上されております。2 月公募の、総務省の集落が抱える課題対策支援事業で、集落ネットワーク圏形成、集落活性化プラン策定などを行うものであります。

委員から、「公区長への説明、地域担当職員の果たす役割について」の質問に対しまして、「6 月 30 日の公区長会議で説明する。各公区の置かれている状況は違うが、地域担当職員の役割が発揮できるよう進めていきたい。」との答弁がありました。

委員から、「公区長連絡協議会役員会へしっかり説明するように。」との意見がありました。

次に 12 ページ、15 節工事請負費として、「有用森林資源生産基盤整備等工事」500 万円が計上されております。委託料同様、総務省の支援事業で、一の橋において、林業試験場…美唄市にございますが…との連携によって、「とげなしたらの芽」の栽培研究、「シイタケ採取体験」などのハウス 1 棟の整備であります。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁河川費、目 1 道路橋梁河川費、13 節委託料と、15 節工事請負費として、「24 線歩道新設事業と橋梁長寿命化補修事業等」3,170 万円が計上されております。

委員から、「24 線歩道の直線化、将来を視野に入れた整備について」の質問に対して、「既設道路との関係で曲がりなりにつながっていくこととなる。将来は街路計画の中で検

討していきたい。安全性を確保するため歩道設置を行う。」との答弁がありました。

次に 13 ページでございます。項 3 住宅都市計画費、目 2 公園費、15 節工事請負費として、「安原公園整備と桜ヶ丘公園万里長城石積工事」3,320 万円が計上されております。

委員から、「安原公園の土地寄附者の意向尊重、町内公園整備との関係、児童クラブの子供たちの利活用について」の質問に対しまして、「寄附関係者から了解を得ている。町内の他公園整備については利活用状況などを踏まえ、今後考えていきたい。小学校、福祉施設に近接していることから、関係者の意見などを聞いていきたい。」との答弁がありました。

委員から、「町内公園のランドデザインが必要である。」との意見がありました。

また、「桜が丘公園下の万里長城築城計画について」の質問に対して、「今年度をもって達成する。今後、町民の意向、要望など条件が整えば再開も考えられる。」との答弁がありました。

次に 14 ページでございます。款 9 教育費、項 3 社会教育費、目 2 公民館費、15 節工事請負費として、「町民会館児童室衝撃音緩和と空調装置取付工事」1,600 万円が計上されております。

また、目 5 社会体育費、15 節工事請負費として、「スポーツセンターボルター壁設置等工事」380 万円が計上されております。

なお、歳入の説明に対して、また、地方債の補正につきましても、意見がありませんでした。

以上、補正予算概要書、事項別明細書及び参考資料に基づく説明のもとに審査を行いました結果、当委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところでありますので、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とさせていただきます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 12 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 2 請願第 1 号「2016 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 本請願は、私ども総務産業常任委員会に付託となりましたので、本請願の趣旨、審査経過及び結果について報告いたします。

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものであります。

また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率 3 分の 1 から 2 分の 1 へ復元するなどの制度改善が極めて重要であります。

2014 年調査では、子供の貧困率は過去最高の 16.3%に達し、生活扶助費についても削減が進むなど、就学援助を受けている子供たちへの影響が懸念されます。また、給食費など、保護者の負担も大きくなっています。教材費や図書費についても、都道府県や市町村においてその措置に格差が出ています。また、国庫負担率が 3 分の 1 になったことで、期限付採用や非常勤が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。

子供たちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級編制基準の制度改正」及び「30 人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、国庫負担率 2 分の 1 への復元など、教育の予算確保・拡充、就学保障の充実を強く求めているところであります。

よって、審査の結果、本請願は妥当であると判断、私ども委員会は「採択すべきもの」と決しましたので、議員各位の御協賛をお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（木下一己君） 日程第3 請願第2号「地方財政の充実・強化を求める請願」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 本請願は、私ども総務産業常任委員会に付託となりましたので、本請願の趣旨、審査経過及び結果について報告いたします。

地方自治は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、環境対策など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、人材が減少するなかで、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められています。財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を求めているものであります。

よって、審査の結果、本請願は妥当であると判断、私ども委員会は「採択すべきもの」と決しましたので、議員各位の御協賛をお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、請願第2号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、採択です。
請願第2号は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（木下一己君） 日程第4 請願第3号「平成27年度北海道最低賃金改正等に関する請願」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 本請願は、私ども総務産業常任委員会に付託となりましたので、本請願の趣旨、審査経過及び結果について報告いたします。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものであります。

最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

平成 22 年、政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成 32 年までに全国平均 1,000 円を目指す」との合意をしました。昨年、北海道地方最低賃金審議会が答申書に初めて、800 円、1,000 円への引上げに向けた道筋をつけるための表記がなされました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

そこで、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成 27 年度の北海道最低賃金の改正に当たり、最低賃金を大幅に引き上げること、適切な水準を確保すること、実効ある対策を行うよう強く求めるものであります。

よって、審査の結果、本請願は妥当であると判断、私ども委員会は「採択すべきもの」と決しましたので、議員各位の御協賛をお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、請願第 3 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、採択です。
請願第 3 号は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、請願第 3 号は委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（木下一己君） 日程第 5 発議第 1 号「平成 27 年度下川町議会運営活動方針」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、ただ今議題となりました、発議第1号 平成27年度下川町議会運営活動方針につきまして、私から提案趣旨について説明を申し上げ、議員各位の御協賛を賜りたいと存じます。

まず一点目、基本理念。

私たちは今、地域のあり方を根幹から問い直す激動の時代に生きています。一つは人口減少、そして今、正に安全保障関連法案に対し、我が国の根幹である憲法に照らして国民的な議論が起こっている。そして、選挙権が得られる年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正案が成立するなど、激動の時代にある。

こうした中、地方分権改革も新たなステージを迎えており、地方の「発意」と「多様性」を重視する方向にあります。

このため、私たち地方議会においても、新しい時代に対応する議会として、その機能を充実させる必要があります。

そして、自治基本条例において、私たち議会の役割として、主権者である町民の意思を町政運営に反映する活動が求められています。

そうした町民の負託に応えるため、私たちは次の活動方針に基づき、積極的に取り組むものであります。

二点目の基本方針。

まず一つ、議員の資質向上に努めます。

そして二点目、政策形成機能、チェック機能の充実強化に努めます。特に全員協議会等での課題の共有・議論の成熟に努めるものです。

そして三点目、町民に開かれた議会の推進。今まで以上に、町民との対話による広聴機能の強化を推進します。

そして四番目、ICT（情報・通信に関する技術）の活用を推進してまいります。

三点目、各委員会の所管事務調査等実施計画。

総務産業常任委員会においては、地域の振興発展、行財政、教育並びに保健医療、福祉行政のあり方を調査します。それには、常時調査・町内調査を行います。

そして議会運営委員会につきましては、議会運営に関する調査及び審査の充実を図り、そして議会活性化に向けた各種活動を推進いたします。

議会広報特別委員会におきましては、議会だよりの発行、そしてそれに伴う調査研究活動を推進してまいります。

四点目、議員研修事業実施計画ですが、町民の代表者として、資質、識見、能力の研さんに努めるため、次の事業を推進します。

一つ目は、札幌市におきます、全道町村議会議員研修会に参加する。

二点目、上川管内町村議会議員研修会に参加する。これは当麻町で予定されております。

そして、政務活動費などを活用した、議員自主研修の推進をしてまいります。

以上申し上げます、私からの提案趣旨の説明とさせていただきますので、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第6 発議第2号「安全保障法関連法案の慎重審議を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、ただ今議題となりました、安全保障法関連法案の慎重審議を求める意見書につきまして、私から提案趣旨について説明を申し上げ、議員各位の御協賛を賜りたいと存じます。

現在、国会で審議中の安全保障法関連法案は、集団的自衛権の行使や後方支援活動の世界的規模の展開などについて、大きな議論を呼んでいます。

日本は戦後70年間、憲法9条を核とする平和憲法のもと、海外で武力行使は行わないという原則を貫き、武力行使は日本防衛のために限るとする「専守防衛」を堅持してきました。国際平和と安全の上に成り立つ日本の平和と繁栄のためにも、海外での武力行使を禁じた憲法9条の根幹を変えてはなりません。

以上のように憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持し、国民の生命、財産、主権及び日本の領土、領海を確実に守る観点から、安全保障政策を構築する責務を果たしていただくことを求めるとともに、安全保障関連法案に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要請するものです。

これは、地方自治法第99条の規定により、提出する意見書となります。

提出先は、衆・参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣となっております。

以上申し上げ、私からの提案趣旨の説明とさせていただきます。議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） ただ今、春日隆司 議員ほか6名から、発議第3号「2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」、発議第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」、発議第5号「平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とするこ

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、発議第4号、発議第5号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

事務局に発議第3号、発議第4号、発議第5号を配付させます。

(発議第3号、発議第4号、発議第5号配付)

○議長(木下一己君) 追加日程第1 発議第3号「2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」、追加日程第2 発議第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」、追加日程第3 発議第5号「平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」を議題といたします。

発議第3号、発議第4号、発議第5号は、日程第2、日程第3、日程第4で採決のありました請願第1号、請願第2号、請願第3号で、委員長の審査報告に関連しますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案趣旨の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、発議第4号、発議第5号についての提案趣旨の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、発議第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。
次に、発議第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。
次に、発議第5号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第7 「閉会中の議員派遣の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会から、北海道町村議会議員研修会等に出席するため、7月7日から8日までの2日間、北海道町村議会新任議員研修会に出席するため、7月21日の1日、議会広報特別委員会から、議会広報研修会に出席するため、8月18日から19日までの2日間について、それぞれ議員派遣の申し出がありましたので、これを承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。
したがって、本件については、閉会中の議員派遣とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成27年第2回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後3時43分 閉会